

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について(概要)

1 北海道PCB廃棄物処理計画の変更に係る経過等

年 月	経 過 等
平成13年 7 月	国：PCB特別措置法の施行
平成15年 8 月	道：PCB廃棄物処理計画策定
平成17年 3 月	道：計画変更（処理対象区域の拡大（15県の処理受入）等）
平成27年 3 月	道：計画変更 （処理完了期限の延長及び処理対象区域の拡大（1都3県の処理受入）等）
平成28年 5 月	国：PCB特別措置法の改正 （処理完了期限の1年前までの処分の義務づけ、立入検査の強化等）
平成28年 7 月	国：PCB廃棄物処理基本計画の変更 （期限内処理の完了に向けた必要な措置を明確化等）

2 北海道PCB廃棄物処理計画の主な変更内容

(1) 処分期間の設定

- 改正PCB特別措置法等を踏まえ、JESCO室蘭事業所での高濃度PCB廃棄物処理について、処理完了期限の1年前までの処分期間を設定。

高圧変圧器・コンデンサー	(原則としてH33年度末まで)
安定器・汚染物等	(原則としてH34年度末まで)

(2) 未届出PCB廃棄物等の把握の徹底

- 保管事業者等に対し、アンケート調査や報告徴収等を行い、未届出のPCB廃棄物やPCB使用製品の把握を徹底する。

(3) 立入検査等による指導の強化

- 排出者責任のもと処分期間内の確実な処理を徹底させるため、PCB特別措置法に基づく立入検査等による指導を強化し、早期処理を徹底する。

(4) 関係機関との連携強化

- 道で設置した「広域協議会」（1都1道18県及び室蘭市で構成）や、環境省と道で設置した「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」（国、道、県、電気関係団体等で構成）を活用し、早期処理の促進に向けた関係者等との連携強化、情報共有、普及啓発を実施する。

(5) 低濃度PCB廃棄物・使用製品の実態把握

- 所有事業者等に対し、判別方法等に係る必要な支援を行い、実態把握を進める。

(6) 地方自治体が保有するPCB廃棄物等の率先処理等

- 道が保管・所有するPCB廃棄物等について、実態把握とその状況の公表、及び率先処理を進め、市町村にも同様の措置を求める。